

関東学院大学情報学部FD委員会規程

(2026年3月19日制定)

(目的)

第1条 情報学部(以下「学部」という。)が、その教育研究上の目的に基づいて行う教育改善・向上に係る活動を支援すること並びに社会連携教育に関する調査・研究を行うとともに、様々な方策の検討及び提言を行うことを目的として、情報学部教授会規程第8条に基づき、情報学部FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程において「FD」とは、Faculty Development の略称であつて、学部において教員が主体的かつ組織的に教育を改善・向上しようとする活動をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教務主任
- (3) 学部長から指名された専任教員 若干名
- (4) 学部から選出された高等教育研究・開発センター運営委員会委員 1名

2 委員会に委員長を置く。委員長は学部長が委員の中から選出する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。また、第1号、第2号及び第4号に掲げる者の任期はその職の在任期間とする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会の運営は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- (2) 委員会は、必要に応じて開催する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 委員会の下に、必要に応じて特定の議題を検討又は調査する小委員会を設置することができる。

(任務)

第6条 委員会は、次の各号について検討及び審議し、その結果を必要に応じて情報学部教授会に報告する。

- (1) FDに係る学内外からの情報収集、調査及び研究に関する事項
- (2) 学生の勉学意欲、能力、要望等に係る情報収集、調査及び研究に関する事項
- (3) 前2号の任務に基づく高等教育研究・開発センター運営委員会などへの情報提供に関する事項
- (4) シラバスの検証に関する事項
- (5) 日本技術者教育認定機構に関する事項
- (6) 国際資格に関する事項
- (7) その他、FDの推進に必要な事項

(議事録)

第7条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、学部庶務課が作成し、保管するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び情報学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。